

5月企画運営委員会次第

日 時 平成 26 年 5 月 15 日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
 - (2) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (3) 研修実施計画について
 - (4) メンタルヘルス研修の実施について
 - (5) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※6月企画運営委員会(予定)

平成 26 年 6 月 19 日(木)14:30～ 県社会福祉会館 2 階第 1 会議室

平成26年5月1日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

第58回全国保育研究大会における
全保協会長表彰の推薦について（ご依頼）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦」依頼が別紙の通りありましたので、「表彰等規定」および「推薦にあたって」をご参照頂きまして、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰の対象 別添表彰等規定のとおり
ただし、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 6人
- 3 推薦順位について
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先
平成26年5月22日（木）までに
神奈川県保育会事務局までにご送付ください。
※推薦書の書式が必要な場合メールにてご請求下さい。

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会事務局

E-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

全社児発第 64 号①
平成 26 年 4 月 22 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 万 田 康
<公印略>

第 58 回全国保育研究大会における
全国保育協議会会長表彰の推薦について（依頼）

本会事業の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 11 月 12 日（水）～11 月 14 日（金）に秋田県秋田市で開催いたします第 58 回全国保育研究大会において、標記の表彰式を行います。

つきましては、会長表彰候補者について、別添の推薦書様式によりご推薦賜りますようお願い申し上げます。

なお、「特別感謝」および「顕彰」の該当者については、別途、本会より案内申し上げます。

記

1. 推薦人数 別添「表彰者推薦枠数」をご参照ください。
2. 表彰対象者 別添「全国保育協議会表彰規程」および「全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって」をご参照ください。
3. 推薦締切 平成 26 年 6 月 6 日（金） 全国保育協議会必着
4. 推薦締切後の予定およびご依頼事項

8 月上旬	決定通知の送付 (被表彰者への決定通知および全国大会参加の有無のご確認ととりまとめ、名簿作成等に伴う氏名等のご確認をお願いいたします。)
9 月下旬 大会終了後	表彰式出席者への案内状の送付 表彰式欠席者分の表彰盾等の発送 (欠席者への授与をお願いいたします。)

5. 個人情報の取扱いについて

被表彰候補者の個人情報は、全国保育協議会「個人情報の保護に関する方針（プライバシー・ポリシー）」に基づき適切に取り扱うこととしており、本表彰事業の実施にかかる目的にのみ使用します。

6. お問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
全国保育協議会 事務局（担当：荒井）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509
E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって

1. 表彰の対象者

一施設に限らず、個人が保育所職員（保育士職に限らず）として、20年以上勤務していれば、表彰の対象になります。但し、平成26年4月1日現在において、現職でない（会員保育所に所属していない）場合は、対象外となります。

2. 表彰枠

別紙「平成26年度全国保育協議会会長表彰者推薦枠数」参照

3. 表彰の対象外（表彰歴の確認）

以下の事項に該当される方は表彰の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 叙勲・褒章を受賞された方
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方
- (5) 法人役員（理事長兼所長など現職を兼務している場合は表彰の対象となります）

※参考：全国保育協議会表彰規程 第5条「会長表彰の対象は、(中略)会員保育所等の施設長または職員であり、(以下略)」

4. 勤続年数について

- (1) 認可保育所以外の施設に勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (2) 自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。
- (3) 非常勤職員としての雇用期間は、常勤換算を行ってください。
- (4) 育児休業及び介護休業期間については勤続年数として含めます。

(別添「全国保育協議会表彰規程」参照)

5. その他

- ・ 被表彰者名簿作成上必要となりますので、必ず「推薦順位」をつけてください。
- ・ 「功績概要」についても、必ずご記入ください（200字程度）。
- ・ 記入にあたっては、楷書ではっきりとご記入願います。
- ・ お手数ですが、「推薦書」は必要枚数分をコピーしてご使用ください。

平成26年度全国保育協議会会長表彰者推薦枠数

県市名	H25年度全保協 会員保育所数	推薦枠	県市名	H25年度全保協 会員保育所数	推薦枠
北海道	744	14	京都府	118	2
青森県	433	8	京都市	254	5
岩手県	330	6	大阪府	673	13
宮城県	326	6	大阪市	64	1
秋田県	246	8	兵庫県	411	8
山形県	217	4	神戸市	203	4
福島県	295	5	奈良県	196	3
茨城県	493	9	和歌山県	182	3
栃木県	279	5	鳥取県	140	2
群馬県	406	8	島根県	260	5
埼玉県	796	15	岡山県	408	8
千葉県	653	13	広島県	429	8
千葉市	117	2	広島市	186	3
東京都	1,194	23	山口県	321	6
神奈川県	300	6	徳島県	220	4
横浜市	385	7	香川県	208	4
川崎市	132	2	愛媛県	320	6
相模原市	87	1	高知県	186	3
新潟県	691	13	福岡県	533	10
山梨県	237	4	福岡市	192	3
長野県	573	11	北九州市	161	3
静岡県	513	10	佐賀県	189	3
富山県	295	5	長崎県	429	8
石川県	354	7	熊本県	438	8
福井県	267	5	熊本市	124	2
岐阜県	351	7	大分県	263	5
愛知県	1,226	24	宮崎県	350	7
三重県	427	8	鹿児島県	416	8
滋賀県	262	5	沖縄県	397	7
			合計	20,900	393

【参考】

〔全国保育協議会表彰等規程 第6条〕

1. 推せん人数は、会員保育所数50カ所まで1名とし、50カ所毎に1名増やすことができる。
2. 全国保育研究大会開催県は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 _____

平成 26 年 4 月 1 日現在

ふりがな				大正・昭和 年 月 日生 (どちらかに○をつけてください)	
氏 名					
法人名				職 名 *法人役員(例:理事長)のみでは推薦の対象外です	
施設名(勤務先) *公立の場合は、市町村名からご記入ください					
施設の住所	〒				
	TEL		FAX		
勤続年月数 ※	就任(職) (西暦)年月日	退任(職) (西暦)年月日	勤続年数	施設名	役 職
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
		現在に至る			
	(通算合計)		年 ヶ月		
功績の概要	*必ずご記入ください(200字程度)。				
表彰歴	*右記の表彰等を受けた方は、対象外となります。 (1) 叙勲・褒章を受賞された方 (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方 (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方 (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方				

※勤続年月数=他の保育所に勤務した経験年数も含め、認可保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に(非常勤)と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させてください。自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、被表彰者名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

全国保育協議会会長 殿

平成 26 年 月 日

都道府県・指定都市名 _____

推薦者氏名 _____ 印 _____

全国保育協議会表彰規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」に定める全国保育協議会会員保育所等の施設長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員保育所等に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

2 ただし、前号に規定する対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。

2. 前号による推せん人数は、会員保育所数 50 か所まで1名とし、50 か所毎に1名増やすことができる。

3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

第7条 本会協議員として2期(4年)以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。

2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。

3. 第8条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

第8条 顕彰の対象者は以下のものとする。

(1) 全国保育協議会協議員として15年以上在任した者

(2) または同正副会長として10年以上在任したもの

附 則

平成21年3月13日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

平成26年度「県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員
との連絡協議会」開催要領(案)

1 趣 旨 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。

2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会

3 日 時 平成25年7月24日(木) 13:30～19:30
(13:00～ 受付け)

4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
横浜市西区北幸1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)
横浜駅西口より徒歩5分
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南12番出口左側)

5 出席者 県・市町村児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員

6 次 第

(1) 連絡協議会 13:30～17:15 (5階 「ジュビリーⅢ」)

○議題

・基調講演

・質疑応答、意見交換

○その他

(2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30 (5階 「ジュビリーⅠ」)

7 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

(1) 連絡協議会	会場・資料代	1,000円
(2) 情報交換・懇親会	参加費	4,000円

市町村連絡協議会議題一覧

年度	議題	講師
H20	保育・こども家庭福祉の動向	全社協 笹尾 勝児童福祉部長
H21	新型インフルエンザに対する対応について	県保健福祉部 長嶋 圭太氏
H22	神奈川県における保育の状況と国の動向	県次世代育成課 船本課長
H23	大震災の教訓を学んで実践する-地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために～東日本大震災と神奈川県に影響を与える地震～	温泉地学研究所 杉原次長
H24	「今後の保育所のあり方について」 ①総合子ども園にかかる検討経緯と今後の方向 ②全国の保育所最低基準の状況と望ましいあり方・考え方	全国保育協議会会長 小川 益丸氏
H25	「子ども・子育て支援新制度について」 幼稚園教育について～法的位置づけ、教育課程、保育所との違い 認定こども園など～	白梅学園大学名誉教授 民秋 言氏

一般社団法人 神奈川県保育会

平成26年度 研修実施計画

目的

神奈川県保育会は、施設の管理者たる園長を中心の会員とする一般社団法人である。保育会が実施する研修は、保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価向上と保育士等職員の資質を高めることを目的とする。

I (続) 自己評価、保育所の評価・新保育要領を読む

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果 平成25年度実施した研修をもとに講義を行い、保育所にあった自己評価の体制を作るための意識を高めていく。また、幼保連携型認定こども園保育要領についての内容を学ぶ。
実施時期 平成26年 6月～9月
実施場所 県域を2か所にて研修実施
実施形態 講師 東京家政大学 家政学部児童学科
教授 増田 まゆみ氏(予定)による講義

II 子ども・子育て新制度をめぐる動向など

対象者 施設長・主任もしくは主任に準じる者等
研修効果 平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けての最新の情報を得て、正しい理解に努める。
実施時期 平成26年①7月、②11月
実施場所 ①横浜②未定
講師 淑徳大学総合福祉学部
教授 柏女 霊峰氏(予定)等

III 苦情解決の取り組み

対象者 理事長等役員・施設長(苦情解決責任者)・主任保育士など(苦情解決受付者)
研修効果 社会福祉施設としての役割と意義の再確認を行い、利用者との適切な関係を築く。苦情解決に関する受付・対応・対処方法を学び、苦情解決業務の適切な対応を行う。苦情から学ぶ自園の問題と課題の整理を行い質の向上を図る。
実施時期 平成26年9月と平成27年1月
実施場所 未定
講師 弁護士又は保険担当者
「軽度なケガから重大な過失まで、施設責任とその対応」

IV 食育研修

対象者 施設長・保育士・栄養士・調理員
研修効果 食育をめぐる様々な問題に対応して栄養士・調理職員をはじめ管理職、保育士等が離乳食、移行食、幼児食の大切さを学び合う。
実施時期 平成27年1月
実施場所 神奈川県社会福祉会館
講師 未定

V メンタルヘルス研修

対象者 施設長・主任保育士等
研修効果 職員の心のケアの必要性と現代人の心の病についての理解と予防
管理者自らが理解する事により職場内での発生防止と早期対応が行える。
実施時期 平成26年6、7月
実施場所 県内2ヶ所
講師 淑徳大学総合福祉学部
教授 小川 恵氏

VI 危機管理研修

対象者 施設長・主任保育士等
研修効果 感染症発生時の対応の仕方、及びその後の処理（補償等）についても管
理者として認識しておかなければならない事を学ぶ。
実施時期 平成26年12月
実施場所 未定
講師 衛生管理コンサルタント等

VII 潜在保育士の活用を含めたより良い保育園の職場環境づくり

対象者 施設長・主任保育士等
研修効果 各施設における離職防止のため、保育士が就業しやすい環境をつくる
実施時期 平成26年秋
実施場所 未定
講師 ①養成校就職担当者
②ニヤリホット(職場の良い点をみんなで探す)の推進者

平成26年5月12日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成26年度メンタルヘルス研修の開催について(ご案内)

晩春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、①6月9日(月)、②6月23日(月)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成26年度メンタルヘルス研修参加申込書

市町村名

月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		
参加希望日	① 6月18日(水)(横浜)	② 7月2日(水)(相模大野)	

参加希望日は①、②のいずれかに必ず○をしてください。

平成26年度メンタルヘルス研修開催要領

- 1 目的 保育園の管理者として、日々ストレスを感じている保育者の心を受け止め保護者対応等職場環境を考える。
併せて受講者の利便性に配慮し同一内容を、県央地域と横浜地域で実施します。
- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 ① 平成26年6月18日(水) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～
② 平成26年7月2日(水) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～
- 4 会場 ① 万国橋会議センター401・402会議室
横浜市中区海岸通4-23 TEL045-212-1034
・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分
・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅徒歩10分
② ユニコムプラザ さがみはら セミナールーム2
相模原市南区相模大野3-3-2 TEL042-701-4370
・小田急線相模大野駅北口徒歩5分
- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者
- 6 定員 ①100名②100名
- 7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

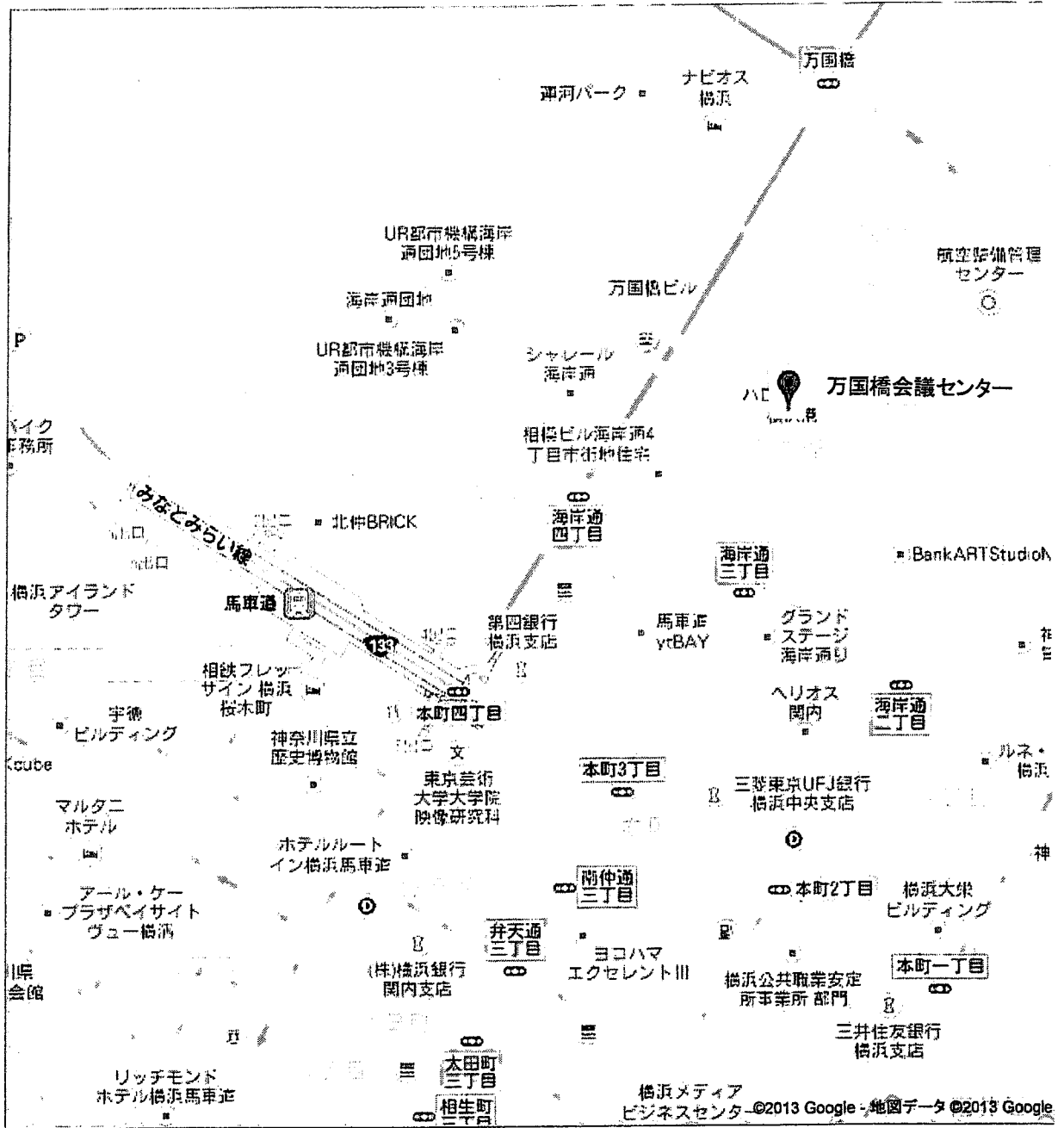
[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 萩原敬三 はぎわらけいぞう
[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 8 申込方法 ①平成26年6月9日(月) ②平成26年6月23日(月)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

9 日程

	研 修 内 容
13:50 14:00	開会・主催者あいさつ
16:20	保育職のためのストレスマネジメント 淑徳大学総合福祉学部 教授 小川 恵氏 質疑・応答 閉会

Google



万国橋会議センター

横浜市中区海岸通4-23
 TEL 045-212-1034
 FAX 045-212-1036
 営業時間 9時から21時まで
 (土曜日は17時まで)
 予約の受付は営業日の9時から17時まで
 (土曜日は13時まで)
 休館日 日曜・祝日・年末年始

<アクセス>

みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分
 JR・市営地下鉄「関内」駅から徒歩10分
 駐車場はございませんので、近隣のコインパーキングをご利用下さい。

TOP > アクセス

アクセス

所在地

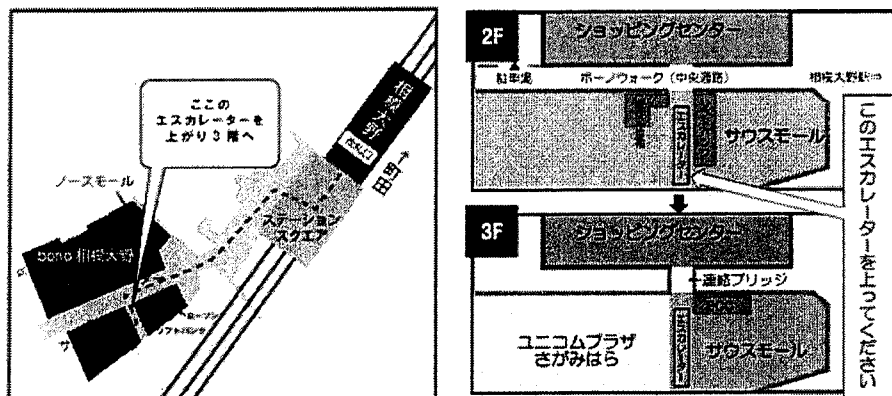
住所 〒252-0303
相模原市南区相模大野3丁目3番2号
bono相模大野サウスモール3階

TEL 042-701-4370

FAX 042-701-4371

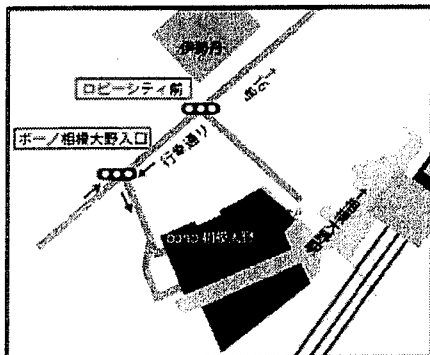
電車でお越しの場合

相模大野駅中央改札口から北口デッキに出て、左手に進むと「bono相模大野」がみえます。そのままBono相模大野のショッピングセンターとサウスモールの間の2F中央通路（ポーノウォーク）を進み、「SoftBank」と「ほけん百花」の間に入ったところのエスカレーターで3Fに上ってください。



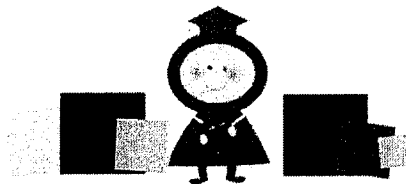
車でお越しの場合

行幸通り「ポーノ相模大野入口」の信号を曲がると、左側に市営駐車場の入口があります。
※ユニコムプラザ施設利用による割引はありません。



■ 駐車場からユニコムプラザへ行くには・・・ ■

駐車場2Fフロアから中央通路(ポーノウォーク)に出て、「SoftBank」と「ほけん百花」の間に入ったところのエスカレーターで3Fに上ってください。
(上の拡大図参照)



ページの先頭へ

注意とお願い | 個人情報の取り扱いについて

Copyright © The sagamachi consortium. All Rights Reserved.

一般社団法人 神奈川県保育会

保育士人材アンケート調査

<平成25年度>

【設問1】

潜在保育士の雇用を

促進したいと考えますか。

■ はい ■ いいえ ■ どちらでもない

4人 2人



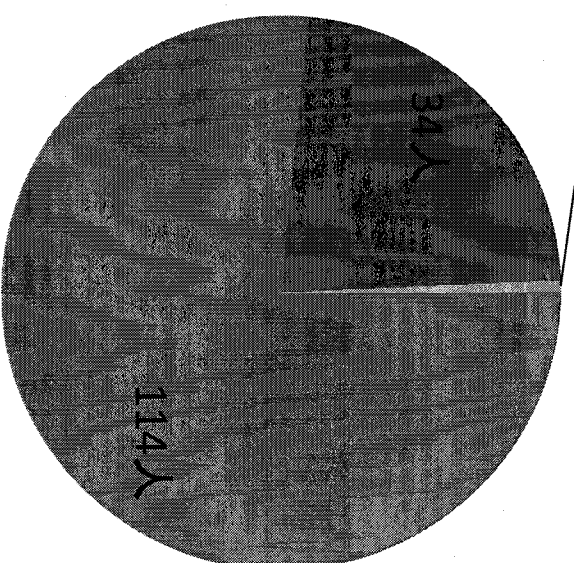
【設問2】

今までに潜在保育士を

雇用したことがありますか。

■ はい ■ いいえ ■ どちらでもない

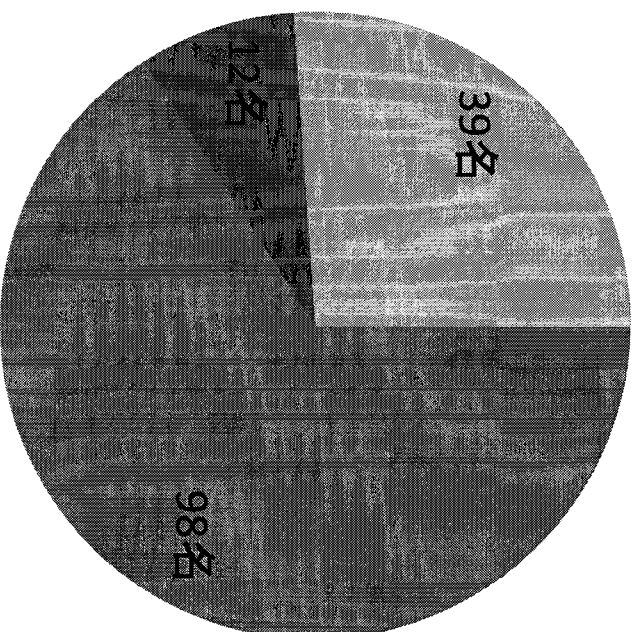
1人 0%



【設問3】

潜在保育士の雇用においてどうでしたか。

■ 雇用してよかった ■ 雇用して問題があった ■ その他



- していない
- プランクがある為、経験不足と知識不足は否めない為研修の機会を増やすなどの策が必要。
- 良い人もいれば問題のある人もいる。
- プランクを考慮した働き方の提案が必要。
- ①、②両方
- 基本的には良かったが、プランク期間分の穴埋め(制度の違いや保育の考え方)に時間が必要。
- 問題はなかったが長続きしなかった。
- 技能的なことより性格や人柄によると思う。
- 園の近くに住んでいる方なので良かった。
- 経験を生かし、テキパキ動いてくれる。
- 資格をもっていきが初めての職場という事で仕事内容になれる事や対応などの理解を得るために時間がかかる。

【設問 4】

設問 3 で問題があった または③その他と回答されました方にお聞きします。
どのような問題がありましたか。

①ギヤツプの存在

(以前の勤務時 / 若手職員との)

- 若い職員との温度差
- フランクが長いと現状とのギヤツプを感じてしまう。
- 他 6件

②経験・能力の不足

- 雑務などには対応できるが、乳児クラスの1つのグループの担当を任せることなどは難しく感じた。
- ベーバードライバーと同じで、資格は有っても実際に「は動けず」何から何まで指導が必要。
- 他 4件

③雇用条件

- 短時間希望の方が多く、常勤希望がない。
- 扶養の範囲内での勤務希望であるので、必要な時間が仲々確保されない。
- 他 3件

④研 修

- 全<新人と位置つけて研修等を用意する必要がある。
- 潜在を対象として研修会（短時間）を開催して欲しい。

【設問 5】

現在、保育士の確保は

加算分も含めて確保できていますか。

■ できている ■ できていない ■ その他 ■ 0%



- できているが少し余裕をもちたい。
- 非常勤がなかなか見つからない。
- 現在はできているが来年度に不安がある。
- 十分又は余裕がない。
- 何とか確保、しかし新卒者は0。
- 確保の方法として①養成大学、専門等学校②ハローワーク③人材派遣④チラシ等が考えられるが、年度途中における確保がより難しい。
- 希望の形ではないが…(無資格の助手であったり、短時間であったり)
- 但し産休保育士が出るとすぐにこまるのが現状です。
- 確保はできているがやむを得なく派遣職員を雇用している。
- 来年度に関しては募集中ですが…。
- 保育士が足りているが、座間市全体を考えると不足している。

【設問 6】

保育士の改善にどのようなことを望みますか。

① 人件費（賃金・福利厚生費等の改善）

- ・ 給与アップ、人材のゆとり、運営面での補助金のアップ。
- ・ 新採用時における初任給のかさ上げが必要不可欠。
- ・ 今年度のような処遇改善費が、続くことを望む。
- ・ 他 104件

② 定数（人員増）

- ・ 配慮の必要な子への対応の為、人員増を望む。
- ・ 保育士が休みが取りやすい人数配置。
- ・ お金の分配よりも、人的配置を向上させてほしい。
- ・ 他 30件

③ 研修の充実

- ・ 研修体制のバツクアップ。
- ・ ステツクアップできるような研修の充実。
- ・ 専門職としての研修を義務づける。
- ・ 他 3件

④ 雇用環境（労働条件の改善）

- ・ 保育園の利用者を重視しすぎの傾向にあり、現場を軽視されている為、保育士の勤務内容が過大となる。
- ・ 労働条件の改善と社会的地位の確立。
- ・ 他 12件

⑤ その他

- ・ 公立保育園の存続と正規職員の採用。
- ・ 奨学金制度はどうか？
- ・ 他 8件

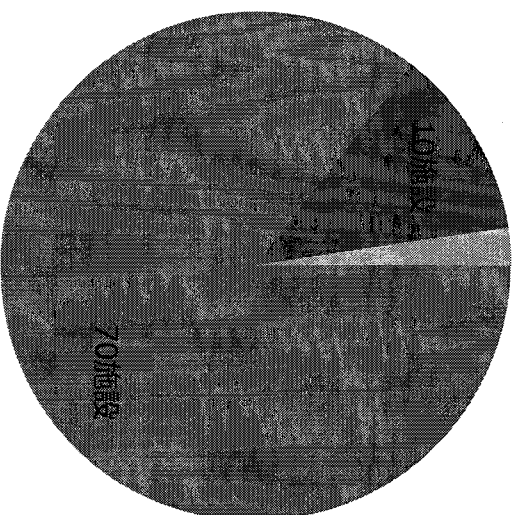
【設問7】

平成26年度以降に必要となる保育士の数はどのくらいですか。

■ 0～5名 ■ 6～10名 ■ 11名以上 ※回答があつた施設のみ集計

常勤保育士

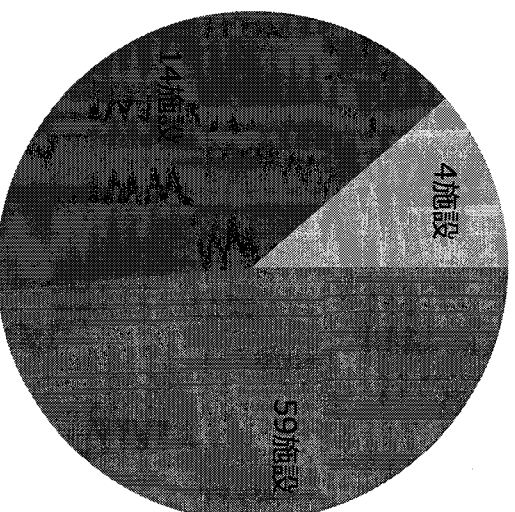
2施設



常勤的非常勤保育士

4施設

59施設



短時間パート保育士

17施設



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 26 年度事業計画の策定および会員の範囲を改定～平成 25 年度第 2 回協議員総会を開催～ 1
- ・公定価格・利用者負担の概ねのとりまとめがなされる～子ども・子育て会議（第 14 回）・基準検討部会（第 18 回）合同会議が開催～ 4
- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領案」意見募集始まる～その他の基準案等の意見募集も開始～ 7
- ・『保育年報 2013』が刊行～保育関係者必携の書です～ 8
- ・平成 26 年度 人事異動のお知らせ（厚生労働省、全国社会福祉協議会） 9

◆平成 26 年度事業計画の策定および会員の範囲を改定◆ ～平成 25 年度第 2 回協議員総会を開催～

全保協では、去る 3 月 13 日に平成 25 年度第 2 回協議員総会を開催し、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度事業計画および予算を審議し、原案どおり承認されました。

また、平成 27 年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」をみすえ、会員の範囲に関して、全国保育協議会会則ならびに会則第 4 条に定める会員保育所の範囲に関する規程等の改正についても審議が行われ、原案どおり承認されました。

その概要等は下記のとおりです。

●平成 26 年度事業計画 重点事項

1. 子ども・子育て支援新制度が、真に、子どもの育ちや保護者の子育てを支える制度となるよう、取り組みをすすめる。

2. 都道府県・指定都市保育組織への制度動向等情報の提供と共有を図り、新制度への対応等一層の連携をすすめる。
3. 保育所長をはじめとした、保育士等保育に携わる者の質の向上に向けた研修の充実および、会報『ぜんほきょう』を通じた情報の提供等、会員保育所への支援をすすめる。
4. 子育てに関する社会や地域の要請に対応するとともに、保育の機能・役割について社会からの理解を広げる取り組みをすすめる。
5. 被災地における保育への継続的な支援と、災害時における安全・安心な保育の構築にむけた取り組みをすすめる。

●会則等の改正

全国保育協議会 会則

改正後	改正前
<p>(会員)</p> <p>第4条 本会の会員は、都道府県・指定都市保協の会員である認可保育所等とする。</p> <p>付則</p> <p>昭和37年1月29日制定</p> <p>(略)</p> <p><u>平成26年3月13日制定・平成27年4月1日施行</u></p>	<p>(<u>会員保育所</u>)</p> <p>第4条 本会の会員は、都道府県・指定都市保協の会員である認可保育所等とする。</p> <p>付則</p> <p>昭和37年1月29日制定</p> <p>(略)</p> <p>平成20年5月14日制定・同年5月15日施行</p>

全国保育協議会会則第4条に定める
会員保育所等の範囲に関する規程

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、全国保育協議会(以下「本会」という。)会則4条に定める会員に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会員の範囲)</p> <p>第2条 本会会則第4条に定める会員の範囲は、本会会則第3条に規定する構成組織の構成員である下記の施設等とする。</p> <p>(1) 認可保育所</p> <p>(2) へき地保育所</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、全国保育協議会(以下「本会」という。)会則4条に定める会員<u>保育所</u>に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会員の範囲)</p> <p>第2条 本会会則第4条に定める会員の範囲は、本会会則第3条に規定する構成組織の構成員である下記の施設とする。</p> <p>(1) 認可保育所</p> <p>(2) へき地保育所</p>

<p>(3) 会員および市町村が運営している「子育て支援センター」</p> <p>(4) <u>認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）</u></p> <p>(5) <u>小規模保育事業</u></p> <p>(6) 平成 12 年 3 月 31 日現在においてすでに全国保育協議会の会員であった<u>上記以外の施設であり、施設または事業類型を変更しない場合</u></p> <p>付則 平成 20 年 5 月 14 日制定・同年 5 月 15 日施行 <u>平成 26 年 3 月 13 日制定・平成 27 年 4 月 1 日施行</u></p>	<p>(3) 会員<u>認可保育所</u>および市町村が運営している「子育て支援センター」</p> <p>(4) 平成 12 年 3 月 31 日現在においてすでに全国保育協議会の会員であった上記以外の施設</p> <p>付則 平成 20 年 5 月 14 日制定・同年 5 月 15 日施行</p>
--	--

全国保育協議会会費に関する規程

改正後	改正前
<p>(会費の額)</p> <p>第 2 条 本会会則第 4 条、第 5 条に定める会費の額は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 本会会則第 4 条に定める会員 年 5,000 円</p> <p>付則 平成 20 年 5 月 14 日制定・同年 5 月 15 日施行 <u>平成 26 年 3 月 13 日制定・平成 27 年 4 月 1 日施行</u></p>	<p>(会費の額)</p> <p>第 2 条 本会会則第 4 条、第 5 条に定める会費の額は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 本会会則第 4 条に定める会員保育所 年 5,000 円</p> <p>付則 平成 20 年 5 月 14 日制定・同年 5 月 15 日施行</p>

なお、全国保育協議会平成 25 年度補正収支予算および平成 26 年度事業計画、収支予算については、後日、全保協協議員に送付する「平成 25 年度第 2 回協議員総会報告書」をご参照ください。

◆公定価格・利用者負担の概ねのとりまとめがなされる◆ ～子ども・子育て会議（第14回）・基準検討部会（第18回） 合同会議が開催～

去る3月28日に国の子ども・子育て会議（第14回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第18回）合同会議が開催され、公定価格・利用者負担について、概ねのとりまとめがなされました。

とりまとめは、消費増税分「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される「質の改善」項目を基に整理がなされています。

また、幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等をふまえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定したものとされています。

今回とりまとめられた骨格（考え方）を基に、5月頃に消費税増収分が満額化される平成29年度の仮単価が提示される予定です。

1. 公定価格・利用者負担の主な論点について【当日配布資料2参照】

● 保育必要量との関係について

- 保育必要量との関係における公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）ごとに設定する考え方を前提に、保育標準時間は、現行の保育所運営費の水準をベースに、質の改善に関する検討を踏まえ、現在、延長保育事業の基本分として手当てされている常勤保育士1人分を給付費（委託費）本体に移行するとともに、3時間分に対応する非常勤保育士の人件費を追加する。
- 保育短時間は、国会での附帯決議、職員（常勤保育士）の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定する。

● 職員配置について

- 職員の配置基準については、3歳児の職員配置の改善（20：1⇒15：1）が可能となるよう「加算措置」として対応する。また、1歳児の職員配置の改善（6：1⇒5：1）、4・5歳児の職員配置の改善（30：1⇒25：1）、施設長の設置義務化については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向である。

● 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

- 対応方針案では、「職員の確保・定着及びキャリアアップを促進する仕組み」として、『職員の勤続年数』や『経験年数』に応じて加算額がアップしていく仕組みがこれまで提示されてきた。
- この『勤続年数』の通算対象施設には、現行の対象施設（児童福祉施設や老人

2. 公定価格の骨格案について

● 基本額（1人当たりの単価）【当日配布資料3-1および3-2参照】

○ 共通要素①

地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等＝認定こども園は18区分）、認定区分（1・2・3号）、年齢区分別（乳児、1・2歳児、3歳児、4歳以上児）、保育必要量別（標準、短時間）

※1号認定＝事務職員週2日分追加

※2号3号認定＝保育標準に保育士1人、非常勤保育士1人（3時間）追加、研修代替要員費（年2日分）追加

○ 共通要素②

人件費（常勤職員給与、非常勤職員雇上費）、事業費（一般生活費）、管理費

● 各種加算等（注：下線部分は「質の改善」による事項）

【当日配布資料3-1および3-2参照】

○ 教育標準時間（1号）認定

職員配置加算（3歳児）、主任教諭等専任加算（+子育て支援活動費）、処遇改善等加算（3%充実）、小学校接続加算、第三者評価受審加算、除雪費加算、降灰除去費加算

○ 保育標準時間・短時間（2号・3号）認定

職員配置加算（3歳児）、主任保育士専任加算（+子育て支援活動費）、処遇改善等加算（3%充実）、小学校接続加算、第三者評価受審加算、減価償却費等加算、除雪費加算、降灰除去費加算

● 公定価格の骨格案について（詳細版）【当日配布資料3-2参照】

○ 保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育事業については、施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域に応じて（施設整備費補助同様の4地域別）減価償却費の一部を加算する。（幼稚園は、幼保間の施設整備にかかる負担の公平性を確保する観点も考慮し、減価償却費等の一部を公定価格において評価する。）

○ 認定こども園は、教育標準時間認定（1号）・保育認定（2号・3号）いずれにあっても、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に、費用を定率で調整（事務局注：減算）。

○ 保育認定（2号・3号）の公定価格の設定に当たっては、土曜日の開所に関して特段の需要がない場合など、常態的に土曜日を閉所する場合については、土曜開所に係る費用を定率で調整（事務局注：減算）。

なお、子ども・子育て会議および子ども・子育て会議基準検討部会の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／

福祉施設等の社会福祉施設)のほか、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設、小学校等の教育施設を対象に加えることが提案されていた。

- これに加え、① 地方単独事業による認可外保育施設、② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業、③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの、といった、施設・事業類型も通算対象に加えることを、実務面も含め、更に運用を検討する。
- そのほか、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設（利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設）も通算対象として検討する。
- なお、現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費の仕組みを導入し、さらに3%の職員給与改善（現行の処遇改善2.85%含む）を行う。

● 第三者評価の費用の取扱いについて

- 0.7兆円の財源の範囲では、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価する。

※ その上で、次の項目が挙げられている。

- 保育所における受審率については、まずは、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としてはどうか。
- また、保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等と併せて更に検討してはどうか。

● 利用者負担について

- 教育標準時間、保育標準時間にかかる利用者負担は、現行の考え方と同様。保育短時間に係る利用者負担の設定については、上記の保育必要量との関係における非常勤保育士1人（3時間分）のコストの違いを反映するとともに、幼稚園の利用者負担とのバランスを考慮し、保育標準時間の98.3%程度（▲1.7%）となるよう設定する。

● 上乗せ徴収の取り扱いについて

- 上乗せ徴収（実費以外）は、いずれの法人格であっても、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業のいずれの類型であっても、徴収可とする。なお、市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、徴収する場合は、市町村との協議を経て実施することとする。

子ども・子育て支援新制度＞子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。
会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領案」

意見募集始まる◆

～その他の基準案等の意見募集も開始～

内閣府は、平成26年4月9日（水）より、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領案」への意見募集を開始しました。

この「幼保連携型認定こども園教育・保育要領案」は平成26年1月16日に、幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議において、取りまとめられた方針（項目）に基づいて作成されたものです。当初は、平成25年度中に告示を予定されていたものです。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領案（概要）は、別紙（全保協ニュース№14-01付録）をご参照ください。

なお、意見募集等のスケジュールは、次のとおりです。

- 平成26年4月9日～22日 パブリックコメント実施
- 同年4月末（予定） 官報告示
- 改正認定こども園法の施行の日に幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行

また、内閣府、厚生労働省では、次の基準案等についても、意見募集を行っていません（意見募集期間は、いずれも平成26年4月9日～22日）。

内閣府

- ① 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案」（従うべきまたは参酌基準の整理含む）
- ② 「幼保連携型認定こども園 学級編制、職員、設備及び運営に関する基準案」（従うべきまたは参酌基準の整理含む）

なお、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領案」を含む詳細については、内閣府ホームページ＞活動・白書等＞パブリックコメント・意見募集＞意見募集中一覽、または下記URLからご参照ください。

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=1&OBJCD=100095

厚生労働省

- ① 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正」
※保育室を4階以上に設置する場合の規定
- ② 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）」
※市町村認可事業の地域型保育4類型（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に関する各種基準
- ③ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）」
※指導員の経過措置含む

なお、詳細は、厚生労働省ホームページ>報道・広報>国民参加の場>パブリックコメント（意見募集）>パブリックコメント・意見募集案内、または下記 URL からご参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100495>

◆ 『保育年報 2013』 が刊行 ◆

～保育関係者必携の書です！～

「保育年報」は全国保育協議会編集により、その年の保育の動向を、国の動きや社会情勢をふまえながら紹介・解説をし、保育を取り巻く現状と課題等についてまとめた一冊です。

このたび、最新版の「保育年報 2013」が全社協出版部より刊行されました。

「子ども・子育て支援新制度」をはじめ、保育所運営に不可欠なテーマについて学識者による論文や、保育関係団体の活動報告、年表、保育関係資料などを網羅しており、保育所長をはじめとする保育関係者から行政、研究者、保育士養成校関係者など、さまざまな方に今後の保育事業の参考資料としてご活用いただける内容です。

定価 2,200 円〔税別〕

《ご購入に関するお問合せ》

全社協出版部 受注センター

TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111

web サイト「福祉の本出版目録」<http://www.fukushinohon.gr.jp/>

◆平成26年度 人事異動のお知らせ◆

1. 厚生労働省（4月1日付／雇用均等・児童家庭局保育課関係抜粋） （敬称略）

新	氏 名	旧
総務課少子化対策企画室長補佐	鈴木 義 弘	保育課長補佐
保育課長補佐	田 野 剛	関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課児童扶養手当監査官
出向（内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）付））	久保倉 修	総務課少子化対策企画室長補佐
保育課総務係長	結 城 圭 輔	総務課調整係長
保育課予算係長	國 松 弘 平	育成環境課健全育成係長
保育課地域保育係長	宮 澤 武 憲	国立きぬ川学院庶務課会計係長
保育課運営費係長 内閣府事務官（子どもの貧困対策担当主査（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）付）併任解除	島 田 耕 陽	総務課主査 内閣府事務官（子どもの貧困対策担当主査（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）付）併任
保育課在宅保育係長	岩 瀬 豊 明	保育課地域保育係長
保育課保育士対策係長	山 本 大 作	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係長
家庭福祉課予算係長	西 浦 啓 子	保育課予算係長
育成環境課総務係長	小 島 裕 司	保育課総務係長

2. 全国社会福祉協議会（4月1日付／児童福祉部関係抜粋）

新	氏 名	旧
児童福祉部参事 （全国母子生活支援施設協議会担当）	吉 田 高 子	総務部管理室参事
児童福祉部部員 （全国保育士会担当）	土 谷 一 貴	出向（社会福祉法人旭川荘）
児童福祉部付 （全国保育協議会担当）	熊 谷 有 祐	社会福祉法人中央共同募金会より出向
児童福祉部付 （全国保育士会担当）	影 山 豊	社会福祉法人旭川荘より出向
総務部経理室参事	井 上 秀 夫	児童福祉部参事 （全国保育協議会担当）
総務部経理室部員	城 朱 美	児童福祉部員 （全国母子生活支援施設協議会担当）

新	氏名	旧
中央福祉学院部員	有重沙紀	児童福祉部部員 (全国保育士会担当)
(出向解除、3/31付)	鳥生多恵子	児童福祉部付 (社会福祉法人旭川荘より出向)

*全国保育協議会・全国保育士会担当は、下記のとおりです。

今年度もよろしく申し上げます。

児童福祉部 部長 古田 清美
副部長 大元 格彦

【全国保育協議会担当】

参事 岡澤 和枝
出向職員 熊谷 有祐
部員 山本 有作
部員 荒井 雄二
職員 宝田 順子

【全国保育士会担当】

参事 今井 貴志
部員 土谷 一貴
出向職員 影山 豊
職員 石川 幸代